

論 説

ネップ民法典の成立について

直 川 誠 蔵

はじめに

- 一 一〇月革命期及び連立内閣時代
- 二 戦時共産主義と民法典

三 内戦の終結と民法典

- 四 ネップ民法典の草案編纂と成立

は じ め に

一九二二年一〇月三十一日、第九次全ロシア中央執行委員会第四会期において採択された「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国民法典」⁽¹⁾は、世界史上最初の社会主義的民法典であった。(この民法典は、いわゆる「ネップ(新経済政策)」期を象徴する典型的立法の一つであるところから、本稿では便宜上「ネップ民法典」と略称することにした。)筆者はソビエト

ネップ民法典の成立について(直川)

法における「不法行為法」及びその理論の変遷に一定の関心を有する者であるが、そのような特殊な問題領域に踏み込む前に、ひとまずこのネップ民法典の成立過程を概観しておく必要に迫られた。この問題については、すでにいくつかの関連する労作がわが学界においても存在する⁽²⁾。しかし筆者にとつてはこの際、ネップ民法典成立の必然性とそのプロセスの観点から自分なりの整理をしておくことも多少の意義があるのではないかと考えた次第である。

なお、ソビエト法において「民法」という時はわが国などにおける用法とは異なり、婚姻・家族法が別立てになっているという意味ではより狭く、また会社法（ネップ民法典において）、保険契約（現行民法典においても）を含んでいるという意味ではより広いので、最初のことわって置きたい⁽³⁾。

(1) CV PC&CP, 1922, No. 71, cr. 904.

(2) たとえば、稲子恒夫「ソビエト法における適法性（法の支配）の原則の歴史」名大法政論集二四（一九六三年七月）、大木雅夫「ソ連におけるブルジョア法の継受」立教法学一九六七年九号、稲子恒夫『革命後の法律家レーニン』日本評論社一九七四年、藤田勇『ソビエト法史研究』東大出版会一九八二年など。

(3) ネップ民法典及び現行ロシア共和国民法典の編章別構成は後出「付表」参照。なおネップ民法典第三条及び現行ロシア共和国民法典第二条をも参照。

一 一〇月革命期及び連立内閣時代

臨時政府が打倒され国家権力がプロレタリアートの手に移った直後の第二回全ロシアソビエト大会（一九一七年一〇月二五—二六日）では、平和に関する布告⁽¹⁾、土地に関する布告⁽²⁾、労農政府組閣に関する決定⁽³⁾などの諸法令が採択された。

この後もひきつづいて国有化をはじめとする新政府の施策が単行法令のかたちで順次公布されて行くが、体系化された内容を有する立法（多くの場合それは法典と名づけられる）の出現は、憲法⁽⁴⁾（一八年七月一〇日採択）を別とすれば、最も早いものでも約一年後の一八年九月を待たなければならなかった。（一九一八年九月一六日全ロシア中央執行委員会承認、同年一〇月二日公布の「民事事項登録簿、婚姻、家族及び後見に関する法典」⁽⁵⁾）

この間、裁判において革命前の旧法を適用することは原則として認めない方針がいち早く打出され（一七年一月二二日「裁判に関する布告第一号」⁽⁶⁾第五条）ていたことに注目する必要がある。この方針は他ならぬボリシェヴィキーのものであった。ストウチカは次のように言う。「あらゆる方面におけると同様に、法の分野においても、プロレタリア革命は真の民主主義の要求をはじめて意識的かつ不退転に貫徹する。それはヴォルテールのことばを実行に移し、「ロシア帝国法律大全」全一六巻を帝国それ自体とその帝国主義と共にかがり火の中に投げ込む⁽⁷⁾。」

他方、一〇月革命における一派の潮流は、法の「没個性的道具性」⁽⁸⁾を信じ、主人が誰であろうと、その目的が何であらうと、その意のままに中立的に仕えてくれるものと考え、ソビエト権力は伝来の法形態（ブルジョア法）をうけつぐだけでよいとした。これは「左翼エスエル」党のイデオロギーにはかならなかったが、彼らは革命後の比較的初期に四ヶ月ほど（一七年二月—一八年三月）ボリシェヴィキーと連立内閣を組み、しかも司法人民委員は彼らに配分されたポストの一つであったため、そこに問題が生じざるをえなかった。

「左翼エスエル」党に所属するシテインベルグが司法人民委員であった時代、すでに同委員会に存在した「立法事前審査及び法典編纂局」（第二局）を二つにわかつて、「立法事前審査局」（第二局）及び「法典編纂局」（第三局）とし、新設の第三局の任務は「ロシア革命現行法律大全」の編纂であることを明示した（一七年二月一九日づけ司法人

民委員部決定⁽¹⁰⁾。しかし、実際のところ同局を牛耳ったのは「左翼エスエル」であつて、⁽¹¹⁾ここで行なわれようとしたことは、要するに「ロシア帝国法律大全」の仕立直しにほかならなかつた。今日残っている資料から、一九〇三年の刑法典、一八六四年の裁判法典がひな型とされたり、直接に引用されたりしていることが証明されている。⁽¹²⁾このような彼らの姿勢は、この時期に公布された「裁判に関する布告第二号」⁽¹³⁾（一八年二月一五日づけ）において、前記旧裁判法が勤労者階級の法意識に矛盾するが故に適用されえなかつた場合には、その理由を判決中に示さなければならぬものとされた（第八条）ことの中にも明瞭にあらわれている。

ドイツとの単独講和調印（一八年三月三日）を不満として左翼エスエルは内閣を去るが、革命的単行法令の蓄積もまだ十分でなかつたこの時期、社会主義革命の目的を達成するための法典編纂作業は実質的にまだ開始されていなかったと言ふことができるであらう。

- (1) СУ РСФСР, 1917, No. 1, ст. 2.
- (2) СУ РСФСР, 1917, No. 1, ст. 3.
- (3) СУ РСФСР, 1917, No. 1, ст. 1.
- (4) СУ РСФСР, 1918, No. 51, ст. 582.
- (5) СУ РСФСР, 1918, No. 76-77, ст. 818.
- (6) СУ РСФСР, 1917, No. 4, ст. 50.
- (7) П. И. Стучка, Избранные произведения по марксистско-ленинской теории права, Латвийское гос. изд-во, Рига, 1964, стр. 259. (Пролетарское право)
- (8) Сорок лет советского права (1917-1957), т. 1, Изд-во ЛУ, Л, 1957, стр. 181.

- (6) СУ РСФСР, 1917, No. 9, стр. 127.
- (10) СУ РСФСР, 1918, No. 12, стр. 171.
- (11) О. И. Чистиков, Организация кодификационных работ в первые годы советской власти (1917-1923 гг.), «СГ и П», 1956, No. 5, стр. 10.
- (12) Там же.
- (13) СУ РСФСР, 1918, No. 26, стр. 420.

II 戦時共産主義と民法典

「左翼エスエル」の勢力が人民委員会議、なかんづく司法人民委員部から一掃され、立法政策上の統一が確保された結果、かえって法典編纂作業ないし立法体系化の作業に拍車がかかった。一九一八年三月二日に司法人民委員部内の「第三局」は「第二局」に吸収され、「第二局」の名称（「立法事前審査及び法典編纂局」）も旧に復した。但しその内に含まれる課は若干増加して、国家法、裁判所構成法、裁判手続法、刑法等を取扱う九つの課が設置された。⁽¹⁾この時期になると新政権の個別立法がある程度蓄積され、その中に見出される空白部分の補填、不整合の除去、よりすぐれた解決方法の一般化などを検討するための条件が形成されてきていることにも注目しなければならない。

レーニンもこの頃、法典編纂に関心を抱いていたことを示す、司法人民委員部にあてた手紙がある（一八年四月一五日⁽²⁾づけ）。

このような気運の中で、先に示した憲法、家族法のほか、体系的立法としては労働法典（一八年一月四日全ロシア中央執行委員会承認、同年二月一〇日公布）、刑法指導原理⁽⁴⁾（一九九年二月二八日公布）などが出来上った。

また右のような事情を背景として、一八年一月段階ではじめて「法律の正確な順守」(革命的適法性原理)が強調されたり(第六回全ロシアソビエト臨時大会決定、一月八日)⁽⁵⁾、旧法の適用がはじめて明文をもって全面的に禁止された(一八年一月二五日「人民裁判所規定」⁽⁶⁾第二条)りしたことにも注目しなければならない。

法典編纂一般についての関心は政府や指導者の間で高まったばかりでなく、地方からも現行法令集の出版や法令の体系化をのぞむ声が「第二局」によせられたことが記録されている。⁽⁷⁾

さて、ひるがえって特殊に民法典の編纂について考えてみると、この時期にはまだその機が到来していなかったと言わざるをえない。

ドイツとの単独講和が成ると、一週間もたたないうちに、英仏などの干渉軍が北方のムルマンスクに上陸する。つづいて日本も東方からシベリアに出兵する。この時から一九二〇年にかけて二年半有余にわたりソビエト政権は内外の敵軍(干渉軍と白衛軍)と兵戈を交えることを余儀なくされた。生れて間もない新政権にとってこの戦争は生死を賭けた極度に厳しいものであったことはいふ迄もない。

この時期に採用された(採用されざるをえなかった)経済政策が「戦時共產主義」である。この政策の最も重要な要素は「食糧割当徴発制」、つまり、農民がすべての余剰食糧を固定価格によって国家に提供することであった。目的は赤軍と銃後の労働者に食糧の供給を保障することであった。「経済外的、かつ部分的には軍事的方法による都市と農村との直接的生産物交換」⁽⁸⁾ともよばれている。私的商業はすべて禁止され(一八年一月二日づけ布告「すべての生産物ならびに個人的消費用品および家庭用品の住民への補給の制限について」)⁽⁹⁾、都市住民に対する食糧及び生活必需物資の供給は配給制によって、しかも階級的メルクマールによって実現された。工業の面では、一八年夏までに「大企業」

はずでに国有化されていたので、残りの「中小企業」も一定の基準に従って国有化された（二〇年一月二十九日づけ布告「企業の国有化に関する最高国民経済会議規程」⁽¹⁰⁾）。つまり国有化の余儀なくされたエスカレーションである⁽¹¹⁾。全般的労働義務制が実施された。

このような戦時共産主義下の条件においては平等な主体間の商品の自由な交換・流通、あるいは商品・貨幣関係の存在の余地が皆無に近かったであろうことは容易に想像できる。商品・貨幣関係のない所に民法的規範が妥当する余地がないことは言うまでもない。ネップ民法典の主たる起草者ゴイフバルグは次のように回想している。「その「ネップ民法典の」出現の二年前には、ソビエトロシアには通常私法関係とか民事法関係とか呼ばれる関係は殆ど跡かたもなくなっていた。一九二〇年夏ソビエト法律家大会の席上で、何か民法典の編纂が話題となった時、大会参加者が農村での羊飼いの雇用以外に、殆ど一つも私法的関係を挙げることができなかった⁽¹²⁾……」。

この時期、裁判所で取扱った民事事件の数は刑事事件に比してわずかなものであったとの統計数字もある⁽¹³⁾。

他面、まさにこの時期に、ネップ民法編成の土台をなした重要な社会主義民法上の諸制度が形成され、定着しはじめていることを忘れてはならない。たとえば国有化措置の結果広汎に成立した国家的所有権制度、その中における国营企業の地位など。

(1) O.И.Настраков, там же, стр. 11

(2) 『レーニン全集』大月書店、四四卷五一頁。（以下、その都度特にことわることがないが、訳文を部分的に訂正して引用する場合がある。）

(3) СУ РСФСР, 1918, No. 87-88, ст. 305.

ネップ民法典の成立について（直川）

- (4) СУ РСФСР, 1918, No. 66, стр. 590.
- (5) СУ РСФСР, 1918, No. 90, стр. 908. 「革命的適法性原理」については稲子前掲論文及び藤田前掲著書参照。
- (6) СУ РСФСР, 1918, No. 85, стр. 889.
- (7) О. И. Чистяков, там же, стр. 12.
- (8) Малая советская энциклопедия, 3-е изд., т. 2, 1958, 513-514.
- (9) СУ РСФСР, 1918, No. 83, стр. 879.
- (10) СУ РСФСР, 1920, No. 93, стр. 512. 機械動力ある場合従業員五人以上、それのない場合従業員十人以上の私企業が新たに国有化された（第一条）。
- (11) 直川誠藏「ソ連における国有化の法的諸問題」比較法学一七卷二号（一九八三年十二月）参照。
- (12) А. Г. Гойхбарг, Хозяйственное право Р. С. Ф. С. Р., т. 1, Гражданский кодекс, 3-е изд., Гос. изд-во, М., 1924, стр. 5.
- (13) Москва全市の人民裁判所が一九一九年一月一日から四月一日までに受理した刑事事件は二万件以上、民事事件は四千五百件以下であった、という。（О. И. Чистяков, там же, стр. 17.）

三 内戦の終結と民法典

一九二〇年十一月段階で、ザカフカージエ（コーカサス奥地）、中央アジア及び極東地方を除く国土の主要部分において内戦が終りを告げ、ソビエト人民にとって、ようやく平和のうちに社会主義建設に集中することができる条件がととのってきた。

今や戦乱による産業経済の破壊・疲へいからいかにして立上るか、国民経済をいかにして復興するかがソビエト権力の当面する課題となった。そこで採択された政策は、「戦時共產主義」にかわる「新経済政策（ネップ）」であっ

た。

ここで注目して置かなければならないのは、第一〇回党大会（二年三月）でこの方針が打出される以前に、二〇年頃（一）に「利権法」（二〇年一月三日）が公布されていることである。この法律の目的は、戦争後の経済復興のために外資及び外国技術の導入を促進することにあった。そのために同法で、導入された外資の安全を保証していることは勿論であるが、⁽²⁾ 関連国内法の整備も当然問題となる。⁽³⁾

さて、新経済政策は、先述の食糧割当徴発制を廃して「食糧税」に変えたことから出発した。すなわち「農民から余剰全部を、またときとしては余剰どころか農民にとって必要な食糧の一部分までも、事実上とりあげた」⁽⁴⁾ 方式から、必要な（軍隊と労働者にとって）最少量の穀物を（これ迄のはゞ半分に相当する）⁽⁵⁾ を税としてとり、残りを農民が自由に処分しうる方式に移ったのであった。内戦直後のこの時期の条件においては、このことは商品交換、商品・貨幣関係、自由な商業、ひいては資本主義が不可避免的に復活することを意味していた。これはまた、ソビエト国内で社会主義と資本主義との間に「喰うか喰われるか」の闘争がくりひろげられることをも意味していたが、プロレタリアートが国家権力を握り、経済の管制高地を手中にしている限り、その資本主義は「国家資本主義」として最初から狭い枠にはめられていた。

しかし、ともかく商品・貨幣関係が前提とされる時代になった以上、民法の必要性がソビエト社会にとってはじめて現実のものとなったといえる。あれこれの事情から民法典の編纂が政治日程に上って来ざるをえない。当時、クルスキーは、「これらの制限がいかなるものであろうと、われわれはとにかくにも契約規範、すなわち過去においてわれわれが知ることのなかった民法の創造への移行を確認しなければならぬ」⁽⁶⁾、とのべている。

内戦の時期、戦況悪化のため一時廃止されていた司法人民委員部「第二局」は一九二〇年末に復活されていたが、翌年すなわちネップ第一年の夏、同局において民法典の編纂に着手することとなった。何しろはじめてのこととて、とりあえず「債権篇」のみを準備することになった。⁽⁸⁾八月末にはそのうち総則のみが出来上り、「契約から生ずる債権に関する法典」と名づけられた。⁽⁹⁾この法典(草案)は司法人民委員部参事会で逐条審議された。審議済の部分は人民委員全員に配布して反響をきき、この反響と共に全ロシア中央執行委員会にかけることになった。しかしこの法案は同中央執行委員会を通過せず、同年一〇月二六日意見を付して司法人民委員部「第二局」に差戻された。⁽¹⁰⁾この法案は手を加えられて、翌二二年二月二一日議長レーニンが病氣のため欠席した人民委員会議にかけられて、修正のうえ一旦はパスしたが、すぐにレーニンの観点から不十分な点が見出されて、更に改正の手を加えることになったといきさつがある。

この事件の過程で、レーニンは関係の責任者(主として司法人民委員のクルスキー)に対して、ネップの条件のもとでソビエト民法の基本原理はいかにあらねばならないかを手紙のかたちで強く指示している。この指示はネップ民法典に限らず、ソビエト民法一般の理解のために決定的に重要な意義をもつと思われるので、以下に紹介し検討してみたい。⁽¹¹⁾

一九二二年二月一日づけクルスキー宛。「われわれはこの法律〔前記債権法典〕のなかで、完全な監査と統制にかんするわれわれの国家の権利だけでなく、重大な国家的理由によって〔契約を〕破棄するわれわれの国家の権利に対する完全な保証をもつことが絶対に必要だと思います。⁽¹²⁾」

この手紙への返事として、クルスキーは翌日、国家の権利の保証は、同法案の中の契約無効にかんする諸条項そ

の他で定められている旨書き送っている。⁽¹³⁾しかしレーニンは契約の取消を問題にして居り、この返事で満足したか否かは今の所不明である。

このあと、レーニンは民法典編纂の問題についてふたたびより詳細な手紙——非常に有名な手紙——をクルルスキ宛に書いている。

一九二二年二月二〇日づけ。「司法人民委員部の活動は、どうやら、新経済政策にまだ全然適応していない。……新経済政策の分野での司法人民委員部の弱さと半睡状態は、いっそう言語道断である。われわれが認めたし、また認めていくのは、国家資本主義だけであること、国家とはつまりわれわれであり、われわれ意識的な労働者、われわれ共産主義者である、ということを理解している気配が見られない。」⁽¹⁴⁾レーニンはこのように卒直な苦言をまず呈する。

次に民法典の編纂そのものについて以下のように記す。「民法についてのブルジョア的概念を取こむのではなく（と）いうよりもそれらを取りこんでいる愚鈍な、古いブルジョア法律家たちにだまされるのでなく、新しいものを創出しなければなりません。……われわれは「私的なもの」をなにも認めない、われわれにとっては、経済の分野に見られるものはすべて、公法的であつて私法的なものではありません。われわれはただ国家資本主義を容認するにすぎず、国家とは、前にも言ったとおり、われわれです。だから「私法的」諸関係への国家介入をいっそう広くしなければなりません。「私的な」諸契約を取り消す国家の権利を拡大しなければなりません。⁽¹⁵⁾ローマ法大全ではなく、われわれの革命的法意識を「私法関係」に適用しなければなりません。……」

レーニンはここでも国家の契約取消権の拡大を主張している。そしてこの方針が司法人民委員部の内部に徹底されることを特に依頼している。

ところが、先にふれたようにこの手紙の翌日、人民委員會議でレーニンの指示に反するかたちで債權法典が手直され承認されるという事件が起った。旧敵国との關係正常化を議題とするジュノフ會議が近く予定されており、外務人民委員部などからの巻きかえしがあつたものと思われる。

おどろいたレーニンは早速党政治局員のためにモロトフにあてて次の手紙をしたためた。

一九二二年二月二日づけ。「ゴルブノフからの連絡によれば、昨日人民委員會議で民法典〔債權法典〕が完全に駄目にされたそうで、このことに注目している。私がクルスキーに宛てた手紙〔一昨日〕で爲した警告は無視された。クルスキーへの手紙における私の指示の精神でこの件を審議することを全ロシア中央執行委員会幹部会に指令すること。……例外なくすべての私企業を監督し（徹底した監督）、法律の文言や勤勞する労働大衆の利益に反するすべての契約及び私的取引を取消す可能性の観点からプロレタリア國家の利益をあますところなく保証すること。ブルジョアの民法の奴隸的模倣ではなく、經濟活動または商業活動を圧迫することは避けつつも、われわれの法の精神におけるブルジョアの民法の一連の制限をこそ。」⁽¹⁶⁾

レーニンは、悪化した自分の健康状態にもかかわらず、さらにクルスキーにあてて民法典編纂の基本的心構えを説く。

一九二二年二月二八日づけ。「西ヨーロッパ諸國の文獻と經驗の中で勤勞者の保護のためにあるものはかならず採取すること。……「ヨーロッパ」のごきげんとりをするのではなく、一層前進して「私法的諸關係」、民事的事件への國家の介入を強化すること。……今われわれにとって危険なのは、この分野で徹底的にやり遂げることをしないことです（やり「過ぎ」の危険ではありません）。……まさにジュノフをひかえて、偽善的に振舞ったり、臆病になったり

してはならないし、「民事」関係への国家の介入を拡大するどんな小さな可能性をも失ってはならないのです。⁽¹⁷⁾

債権法典のこの失敗の経験から、民法典の編纂はもっと時間をかけて慎重に取組まなければならない事業であることがわかってきたが、他方新経済政策のもとで形成されている財産関係の基本大綱だけでも早急に立法化しなければ実務上不都合が生ずるという問題もあった。そこでレーニンはツェルバー宛に手紙（三月一日づけ）を書いて「とりあえず宣言的表明にとどめ、法典それ自体はより詳細なものを準備する」ことを提案した。⁽¹⁸⁾

このようにして出来上ったのが、「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国によって承認され、その法律によって保護され、かつロシア社会主義連邦ソビエト共和国の裁判所によって擁護される基本的な私的財産権に関する布告」であった（二年五月二日第九次全ロシア中央執行委員会第三会期において採択⁽¹⁹⁾）。この布告は冒頭に立法目的を掲げるほか全六条から成り、第二条の中に物権規定（一―六項）、及び債権規定（七項のみ）が含まれている。⁽²⁰⁾

そしてこの「私的財産権に関する布告」とともに、次の通常会期（第九次全ロシア中央執行委員会第四会期⁽²¹⁾）に、この布告をもとにした民法典草案を提出することが全ロシア中央執行委員会幹部会及び人民委員会に委任された。⁽²²⁾

（1）露文テキスト（及び法令番号）は未見。

（2）「利権法」においてソビエト国家は、事業に投下した利権者（外国人）の財産を国有化、没収又は徵発することがないこと（第四条）、利権者に対して一方的に利権契約を変更しないこと（第六条）などを保証している。（外務省欧米局第一課『労働露国における利権』大正一四年四月、一七八―一七九頁による。）なお、「利権法」、「基本的私的財産法」（後出）及び「ネップ民法典」を通観すると、これらの立法には共通して外国人の法的地位についての言及があることに気づく。

（3）См. Д. И. Курский, Избранные статьи и речи, изд. 2-е и дополненное, Госоргиздат, М., 1958, стр. 108.

- (4) 『レーニン全集』三卷三六九頁。
- (5) 同、三九六頁。
- (6) Д. И. Курский, там же, стр. 110.
- (7) О. И. Чистяков, там же, стр. 16.
- (8) Там же, стр. 17.
- (9) Там же.
- (10) Там же.
- (11) 以下の部分については、稻子前掲書第一〇章参照。
- (12) 『レーニン全集』四五卷四〇三頁。
- (13) 同、八九七頁。
- (14) 同、六一三頁。
- (15) 同、六一四頁。
- (16) В. И. Ленин, Полное собрание сочинений, 5-е изд., т. 44, стр. 401.
- (17) 『レーニン全集』三三卷一九九—二〇〇頁。
- (18) В. И. Ленин, там же, стр. 424. なお、稻子前掲書一七五頁、注(25)参照。
この「宣言的表明」に対してクルスキーはあまり乗気ではなかったらしく、レーニンから叱責の手紙をうけとっている
(三月三一日付)。
- (19) СУ РСФСР, 1922, No. 36, ст. 423.
- (20) 立法目的は次の通り。「国家机关と、国の生産力の発展に参加する団体及び私人との間の精密な相互關係、ならびに私人及びその団体相互の關係を確立することを目的として、またロシア社会主義連邦ソビエト共和国市民および外国人の財産権の実現のために必要な、これに発する法的保障を提供することを目的として……」
- (21) 物権の種類としては、所有権、建築権、抵当権、質権があげられているほか、発明権、著作権、商標権、相続権も物権規

定の中に含まれている。契約の種類としては、貸借、売買、交換、消費貸借、使用貸借、納入、保証、保険、組合〔会社〕、手形その他がある。但し不法行為については何も触れられていない。

この「私的財産権に関する布告」は、来るべきネップ民法典の基本要綱として位置づけられうるが、後者との内容上の相違もやはり存在し、それ自体一つの研究テーマであるといえよう。

(22) А.Малицкий (ред.), Гражданский кодекс советских республик (текст и практический комментарий), Гос. изд-во Украины, 1923, стр. 5.

四 ネップ民法典の草案編纂と成立

全ロシア中央執行委員会の次会期までにはあと半年あるかなしである。この僅かな期間内にまとまった民法典草案を編纂する、しかも歴史上前例のない社会主義的なそれを準備することは、常識的に考えて不可能に近いことであった。しかしそれはソビエト権力にとって何としても果さなければならぬ課題であった。

困難は第一に、編集作業に従事する人間の問題である。革命後わずかに四年足らずのこの時点では新しい法律家はまだ育っていない。どうしても「ロシア帝国法律大全」で育った、旧法律家の協力をえなければならなかった。旧法律家は僅かな例外を除いて概して保守的なイデオロギーに固まっていた。

ゴイフバルグはこの点について次のように書いている。「わが国でプロレタリア革命の結果として国家及び国家権力の性格が一変した時……わが法律家たちはこの事実の前に力なく立止った。彼らはこの奇妙なもの、新しいものを古い枠組のなかにはめこもうとし、……私の考えでは、基本的に法律家にそれを果す義務のある実務的な、労農的な課題を果すかわりに、彼らは殆どまったく欲求不満な批判者の役割を演じている……」⁽¹⁾

第二の困難は、未来の民法がどのようなものになるかについての理論的研究の蓄積がそれまで殆どなされていなかったことであつた。

ゴイフバルグは次のように回顧している。「……過去に助けを求めることは非常に困難であつた。ここではその肩の上に立つて視界を拡大し、一層明瞭に広大な領域を見渡すことのできるような先人が居なかつた。革命以前には、プロレタリア革命から社会主義または共產主義の強化への過渡期に形成されまた規制される法関係を、詳細にとはいわないまでもせめて一般的なかたちでなりと、描き出すことについて誰一人として考えをめぐらした者が居なかつた。」革命後間もない時期に、民法とはブルジョア法以外の何ものでもない⁽²⁾と考える人がむしろ一般的であつたことも指摘されている⁽³⁾。

そして第三の困難は、事態が流動的で、政策（ネップ）の見きわめが容易につき難いという点であつた。ラーエヴィチは次のように言っている。「ネップ第一年（二二年春から二二年春まで）に、私的流通は三年間の仮死状態から目覚めたばかりであり、非合法状態から部分的に抜け出し、手さぐりで、おどおどしながら、そしてあたりの気配をうかがいながらやっと這い出しつゝあつた。」⁽⁴⁾「国営商・工業の法的組織形態および国内市場におけるその活動規範もまたぼんやりした輪郭の中にあるにすぎなかつた。商品的自然発生性に対するソビエト国家の法的譲歩の限界線がどこにあるのがこれまた不明確であつた。」⁽⁵⁾

このような状況の中で、前記布告（基本的財産権布告）の採択から約二ヶ月を経て、二二年七月末、司法人民委員部第二局に「民法典草案作成関係官庁委員会」⁽⁶⁾が付置された。関係官庁等としては、司法人民委員部、財務人民委員部、最高国民経済会議、国内商業委員部、消費協同組合中央連合、国立銀行などがありそれぞれから専門家が派

遣され、ほかにウクライナ共和国代表部も参加していた。⁽⁷⁾ なお、同委員会の議長は司法人民委員部所屬のクラスノク
ーツキー教授であつた。

草案作成期限は当初八月一日(二週間!)と定められ、のち八月末まで延長を認められた。第一回會議は八月二
日、全部で一五回の會議を開いたという。かくして、民法総則篇、物權篇及び債權篇の草案が用意された。但し債權
篇のうち売買、予約販売、交換、消費貸借及び請負は審議未了であつた。⁽⁸⁾

この専門家委員会草案の一般の特徴は、主としてドイツ民法典に範をとりつつブルジョア法を広汎に繼承し、その
時期迄にはば輪郭を現わしていた新しい法体系の發展や具体化を含んでいないところにあつた。⁽⁹⁾ ゴイフバルグは後
に全ロシア中央執行委員会の会期において次のように報告している。「各人民委員部は代表としてテクニクに通曉
した法律家を送り込んだ。約一〇名居たこれらの法律家たちは集まって草案の原則を作りあげた。ところがこの原則
たるや、ブルジョアならば自分の関心をもつあらゆる問題の答えをその中に見出しうるが、わが国で五年前に發生
し、望むらくは、実生活から消えうせていない出来事については殆んど何のヒントもないというしろものであつた。
そこには、土地は全人民の財産であることが弱々しく記してあるだけで、工業、鐵道、地下埋藏物及びわれわれの巨
大な管制高地(貿易独占を含む)⁽¹⁰⁾ に関する残りのすべてについては、まるで夢のように彼ら専門家の眼前にひらめいた
だけで消え失せていた。」⁽¹¹⁾

この草案を受けとつた司法人民委員部参事会は全会一致でこれを廃棄した。⁽¹¹⁾

すぐ続いて九月はじめ、民法典草案の作成は僅か二人の人間に任された。ゴイフバルグとベルンシテイン(人民委
員會議法案作成主任官)であつた。全ロシア中央執行委員会の会期までにはあと二ヶ月あるかなしである。二人の必死

の作業がはじめられ、どうにか期限内に間にあわすことができた（司法人民委員部草案⁽¹²⁾）。

さきの専門家委員会草案と今回の二人の起草者による司法人民委員部草案との間の最大の相違は、ネップの状況を念頭に置けるか否か、国家資本主義のものと民法であるか否か、「私的でない」民法であるか否か、要するに前節で紹介したレーニンの指示をとり入れた民法草案であるか否かの点にあった。

より具体的にこれを例示してみると以下になるであろう。

総則篇では、司法人民委員部草案第一条は専門家委員会草案には含まれていなかったものである⁽¹³⁾。（人民委員部草案

一条一項「民事上の権利は、その社会的・経済的使命に反して実現される場合を除き、法律によって保護される。」⁽¹⁴⁾）また専門家委員会草案第一条および人民委員部草案第四条はいずれも権利能力に関する規定であるが、前者は自然法思想に立ち、ブルジョア民法典にとっては極めて当然な規定を有している。（専門家委員会草案一条一項「各人は民事上の権利能力を現有する。権利能力は出生の終了によつてはじまり、死によつて終る。」⁽¹⁵⁾）ところが後者は、国家の機能を最大限重視する立場に立ち、権利能力は国家によつて市民に与えられるものとする。（人民委員会草案四条一項「国の生産力の発展を目的として、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国は、裁判によつて権利の制限をうけていないすべての市民に対して、民事上の権利能力（民事上の権利・義務を有する能力）を提供する。」）

物権篇。専門家委員会草案にあった「占有権」の章は、人民委員会草案において削除されている⁽¹⁶⁾。

債権篇。故意・過失の取扱いが異なる。（専門家委員会草案債権篇四条に「故意・過失ある当事者」の表現があったが、人民委員部草案にはこれを欠く。）⁽¹⁷⁾専門委員会草案には、賃貸借契約の章において、国家と勤労者の利益の特別の保護を目的とする一連の規定を欠いていた。⁽¹⁸⁾

また、全ロシア中央執行委員会の要望にもかかわらず、専門家委員会草案には会社法と保険法が含まれていなかったことにも注目しておく必要がある。⁽¹⁹⁾

この司法人民委員部草案は旧法律家の間で不評であり、ヴォリフ及びシレーテルはソビエト法研究所の研究集会で多数の聴衆を集めて批判演説をした。⁽²⁰⁾

手続的には、その後人民委員会議に設置された委員会でも司法人民委員部と経済関係官庁との間の意見調整がはかられ、合意がみられた。同委員会議長はゴイフバルグ、委員はレジャーヴァ、フルムキン及びクラスノシチョコフであった。⁽²¹⁾人民委員会議で承認を得ても、予定通り全ロシア中央執行委員会の会期に提出すべきか否か政府指導者の間でさらに慎重に検討されたが、結局提出されることになった。⁽²²⁾

この最後の局面でレーニンが顕著な役割を果たしたことについて、ゴイフバルグは次のような回想を記している。「法律専門家ばかりでなく、若干の党員・経済活動家たちも、われわれの過渡期法典の特徴をなす共産主義的創意⁽²³⁾（一、四、一七、一八、一九の各条その他）を破棄する方へ傾いていた。ヴラデーミル・イリイチ〔レーニン〕はこれらの創意の弁護に立ち上った。会期における一〇月三一日の演説——それは彼が公衆の面前で行った最後の演説の一つであったが——の前後にレーニンは私を呼び寄せ……「あなたの共産主義的創意を私は支持します」と言明した。⁽²⁴⁾」

二年一〇月二五日、この草案は全ロシア中央執行委員会において「民法典の基礎」として採択された。というのは本会議で主としてストウーチカによって時効の問題等について一連の部分的改正が提案され、その意味で更に若干の手直しを必要としたからである。そのため委員会では、ゴイフバルグ、チェルノーフ、マトヴェイエフ、ボードロフ、ソーコリニコフ、クラスノシチョコフ、レジャーヴァ、ストウーチカ、ベルンシテイン、ラーリン、クールス

キー、ナヒムソン、ナリマーノフ、サムールスキーによつて構成された。⁽²⁵⁾

さらにその後、条文の最終的ブラッシュ・アップのために編集委員会がクルスキー、ゴイフバルグ、ベルンシェインのメンバーで選出された（一〇月三二日）。同委員会は多数の編集上のチェックを行ない、ようやく一月一日全ロシア中央執行委員長カリニンの署名をえ、一月二五日公布の運びとなつた。⁽²⁶⁾

前記一〇月三十一日の演説においてレーニンは以下のように述べた。「つぎに、諸君は民法典や一般司法制度といった問題をも審議した。われわれがしっかりと押しすすめている政策「ネップ」、それについてわれわれに動揺のありえない政策のもとでは、これは、広範な住民大衆にとつてもっとも重要な問題である。われわれはここでもまた、こんにちの経済的取引と結びついた、各市民の必要の正当な充足と、ネップの悪用⁽²⁷⁾——他のどの国家でもこうした悪用は合法的とされているが、われわれはそれを合法的とみとめようと思わない——との境界を厳守するようにつとめた。諸君がこの目的でとくにくわえ、そして諸君が可決した訂正がどの程度適切であるかは、未来がしめてくれるであらう。」⁽²⁸⁾さらにつづけてレーニンは、もしも法典に不備な点があることが明らかになれば、ただちに改訂をくわえるであらうことを力説した。

ネップ民法典の直接の生みの親ともいうべきゴイフバルグも、のちにこの法典の解説書を書いた時、あやまりは避けることはできない旨次のように書いている。「このようにして、過去における助けも殆どなければ、現在における当面の助けも極度に少ない。任務は極度にむずかしいものとなる。われわれの法典の体系を与えようとする最初の個々の試みも、疑いもなく多くの点において非常に誤つたものになるであらうし、またそうならざるをえない。」⁽²⁹⁾

人民委員会議の発議で次の決定が採択された。「一九二五年一月一日迄に本法典の第二版が準備されることを期し

て、本法典の改訂のための資料を体系化するための特別委員会を人民委員会に付設することを同会議に委任する。すべての人民委員会、すべての裁判所、すべての取引委員会、すべての大学に本法典の実地適用によって気づいた点を一九二四年一月一日迄にこの委員会宛に送付することを依頼する……」⁽³⁰⁾

まことに社会主義民法典第一号は全体としてきわめて短時日に生み出されたにもかかわらず（或はそのゆえに）難産であつたし、その後の運命も決して平坦ではないであらうことは以上の叙述からも容易に推測されるであらう。

- (1) A. Г. Гойхбарг, там же, стр. 6-7.
- (2) Там же, стр. 5.
- (3) А. П. Косицын, (отв. ред.), История советского государства и права, т. 1, «Наука», М., 1968, стр. 314.
- (4) С. Раевич, Гражданский кодекс РСФСР (История), в «Энциклопедия государства и права», Изд-во Ком. Академии, М., 1925-26. ^{この註文は主としてこの文を参照せよ。}
- (5) Там же.
- (6) Там же, 701.
- (7) Укравина共和国代表の参加について О. И. Чистяков, там же, стр. 20. 参照。
- (8) С. Раевич, там же, 701.
- (9) Там же, 702.
- (10) Там же, 704; «IV сессия ВЦИК IX созыва», Бюллетень №3, М., 1922, стр. 8.
- (11) Там же, 705.
- (12) Там же.
- (13) Там же, 702.

- (14) 人民委員部草案の条文テキストは本稿に以下引用する限りで、ネップ法典と同じと思われる。以下同じ。
- (15) Там же, 703.
- (16) Там же.
- (17) Там же, 704.
- (18) Там же.
- (19) Там же, 702.
- (20) Там же, 706; О. И. Чистяков, там же, стр. 20.
- (21) Там же, 705.
- (22) Там же, 706.
- (23) 一条(主要部分前掲)、四条(主要部分前掲)、一七条「共和国内におけるすべての法人及び自然人は、貿易人民委員会によって代表される国家の仲介によってのみ貿易に参加する。外国市場における独立の行動は法律において特別に定められた場合においてのみ、また貿易人民委員会の統制の下においてのみ認められる。」一八条「法人が定款もしくは契約によって定められた目的を逸脱し、又はその権限(総会、理事会)がその活動において国家の利益に反する方向へ逸脱する時は、その存在は然るべき国家権力機関によって停止せしめられる。」一九条「経済計算制に移され、かつ予算制によって財源を与えられていない国営企業及びその合同は取引においては独立かつ国庫と無関係な法人として行動する。その債務については自由処分し属する財産、すなわち第二条及び第三条の規定に従って取引から除外されていない財産のみが責任の物体となる。この規定の例外は法律によって特に規定される。」
- (24) С. Рабич, там же, 706-707.
- (25) Там же, 707; «IV сессия ВЦИК IX созыва», Бюллетень №3, М, 1922, стр. 20.
- (26) 発効は二三年一月一日。なお二人の立法者によって二ヶ月の間にネップ民法草案がそれなりに立派に仕上げられたことを説明しようとして、ラーネヴィチは「革命期の創造的エネルギーの例外的昂揚」に帰している。(С. Рабич, там же,

705.)

- (27) 稻子前掲書第一章参照。
- (28) 《IV сессия ВЦИК IX созыва》, Бюллетень №8, М., 1922, стр. 13. 『ラーニン全集』三三卷四〇九頁。
- (29) А. Г. Гойхбарг, там же, стр. 7. ターリヤンの見解によれば、ドイツ・バルグはあらゆる法ないし適法性を資本主義の遺物、資本主義への譲歩として捉えており、この点は当時における理論の実践からの立遅れを示すものとされる。(B. M. Курицын, Переход к науку и революционная законность, 《Наука》, 1972, 59-60.)
- (30) С. Раевич, там же, 709; 《IV сессия ВЦИК IX созыва》, Бюллетень №8, 1922, стр. 20.

—付表—

ネップ民法典（一九二二年）

総 則

- I 基本規定（一条〜三条）
- II 権利の主体（人）（四条〜一九条）
- III 権利の客体（財産）（二〇条〜二五条）
- IV 法律行為（二六条〜四三条）
- V 時効（四四条〜五一一条）

物 権

- I 所有権（五二条〜七三条）
- II 建築権（七四条〜八四条）

ネップ民法典の成立について（直川）

ロシア共和国民法典（一九六四年）〔現行〕

第一編 総 則

- 第一章 基本規定（一条〜八条）
- 第二章 人（九条〜四〇条）
 - 第一節 市民（九条〜二二条）
 - 第二節 法人（二三条〜四〇条）
- 第三章 法律行為（四一条〜六一条）
- 第四章 代理および代理権授与（六二条〜七〇条）
- 第五章 期間の計算（七一一条〜七七条）
- 第六章 出訴時効（七八条〜九一条）
- 第二編 所有 権
- 第七章 総 則（九二条〜九三条）
- 第八章 国家的所有（九四条〜九八条）

Ⅲ 担保物権（八五条～一〇五条）

債 権

Ⅰ 総則（一〇六条～一二九条）

Ⅱ 契約から発生する債務（一三〇条～一五一条）

Ⅲ 貸貸借（一五二条～一七九条）

Ⅳ 売買（一八〇条～二〇五条）

Ⅴ 交換（二〇六条～二〇七条）

Ⅵ 消費貸借（二〇八条～二一九条）

Ⅶ 請負（二二〇条～二三五条）

Ⅷ 保証（二三六条～二五〇条）

Ⅸ A 委任（二五一条～二六三条）

B 代理（二六四条～二七五条）

X 組合

1 單純組合（二七六条～二九四条）

2 合名会社（二九五条～三一一条）

第九章 コルホーズ、その他の協同組合的組織体、それらの連

合体の所有（九九条～一〇一条）

第一〇章 労働組合的組織体およびその他の社会的組織体の所

有（一〇二条～一〇四条）

第十一章 個人的所有（一〇五条～一二五条）

第十二章 共同所有（一二六条～一三四条）

第十三章 所有権の取得および消滅（一二五条～一五〇条）

第十四章 所有権の保護（一五一条～一五七条）

第三編 債 権

Ⅰ 債務に関する総則

第十五章 債務の発生（一五八条～一六七条）

第十六章 債務の履行（一六八条～一八五条）

第十七章 債務の履行の確保（一八六条～二〇条）

第十八章 請求権の譲渡および債務の移転（二一条～二六条）

条

第十九章 債務違反に対する責任（二七条～二七条）

第二〇章 債務の消滅（二二八条～二三六条）

Ⅱ 各種の債務

第二十一章 売 買（二三七条～二五四条）

第二十二章 交 換（二五五条）

第二十三章 贈 与（二五六条、二五七条）

第二十四章 納 入（二五八条～二六六条）

- 3 合資会社（三二二条～三一七条）
- 4 有限責任会社（三一八条～三二一条）
- 5 株式会社（三二二条～三六六条）
- XI 保険（三六七条～三九八条）
- XII 不当利得から生ずる債務（三九九条～四〇二条）
- XIII 他人に対して損害を加えることから生ずる債務（四〇三条～四一五条）

-
- 第二十五章 コルホーズおよびソフホーズからの農産物国家買付（二六七条、二六八条）
 - 第二十六章 消費貸借（二六九条～二七四条）
 - 第二十七章 賃貸借（二七五条～二九四条）
 - 第二十八章 住居賃貸借（二九五条～三四一条）
 - 第二十九章 財産の無償利用（三四二条～三四九条）
 - 第三〇章 請負（三五〇条～三六七条）
 - 第三十一章 基本建設請負（三六八条～三七二条）
 - 第三十二章 運送（三七三条～三八五条）
 - 第三十三章 国家的保険（三八六条～三九〇条）
 - 第三十四章 決済関係および信用関係（三九一条～三九五条）
 - 第三十五章 委任（三九六条～四〇三条）
 - 第三十六章 委託販売（四〇四条～四二一条）
 - 第三十七章 寄託（四二二条～四三三条）
 - 第三十八章 共同活動（四三四条～四三八条）
 - 第三十九章 懸賞（四三九条～四四三条）
 - 第四〇章 損害を与えることによって生ずる債務（四四四条～四七一条）
 - 第四十一章 社会主義的財産を救出することによって生ずる債務（四七二条）
 - 第四十二章 財産の不当な取得または保存から生ずる債務（四七三条、四七四条）

相統權（四一六条～四三六条）

- 第四編 著作權（四七五条～五一六条）
第五編 見 權（五一七条～五一九条）
第六編 發明 權（五二〇条～五二六条）
第七編 相統 權（五二七条～五六一条）
第八編 外国人および無国籍者の權利能力。外国の民事法律、条約および国際協定の適用（五六二条～五六九条）

（以上）